

2018年9月3日
エール少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

2018年8月30日から的大雨により、被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、保険料のお支払いに一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置を実施しております。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

担当窓口：0120-888-727 平日 9:00～17:00（土日祝日・年末年始除く）

事故受付：0120-000-455 平日 9:00～17:00（土日祝日・年末年始除く）

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

災害救助法 適用市町村	法適用日	備考
【山形県】 新庄市・最上郡最上町・ 最上郡舟形町・最上郡真室川町・ 最上郡大蔵村・最上郡鮭川村・ 最上郡戸沢村	2018年8月31日	2018年8月30日からの大 雨による災害により、多数 の者が生命又は身体に危害 を受け、又は受けるおそれ が生じており、継続的に救 助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1 項第4号適用

以上